

○**土壤汚染調査に関する兵庫県との協議結果について**

- ① 調査項目はフッ素及びその化合物のみとする。
- ② 汚染調査の区域幅は汚染の恐れのある区分を行った上で、10m若しくは30mメッシュの何れかを選択する。調査区域の設定については、掘削部分のうち、最北端（複数の場合は東側）を起点として区画を設定する。
- ③ 深さは掘削深さまで1m毎とする。

なお、今後の届出協議については、調査結果により法14条による自主申請が可能か兵庫県と協議を行う。